

個人情報の第三者への情報提供に対する「黙示の同意」について (医療費通知を世帯ごとにまとめて通知すること等)

当健康保険組合は、被保険者からの交付依頼書に基づき、世帯ごとの医療費通知をご自宅に送付しております。

次の事項については、いずれも第三者への情報提供に該当するため、本来は本人（対象者）の同意が個々に必要となります。

しかし、厚生労働省が示す「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」によりますと、健康保険組合から第三者への情報提供については、「被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知など事業主側の負担が膨大である上明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用の範囲」について、組合ホームページへの掲載により加入者に周知していれば、黙示による包括的な同意を得ていることになっております。

したがって、当健康保険組合は、次の事項について加入者からの特段明確な反対の意思表示がない場合は、「黙示による包括的な同意が得られているもの」と判断させていただきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

- 1.医療費通知を世帯ごとにまとめて通知すること
- 2.高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること

なお、この取り扱いについてのご不明な点などございましたら、担当課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

担当：医療給付課
電話 043 (241) 8514